

<語句説明>

条約…国の間において文書の形式によって締結され、国際法によって規律される国際的な合意。当時国間のみにおいての適用となり、遡及的な効果はない。署名だけではなく、批准書の交換を通じて条約成立となる。

国際慣習法…すべての国が拘束される法。あることを法的義務のように行っていると慣習的な義務になるということ。これには要件があり、一般慣行と法的確信があって初めて国際慣習法になる。

国連総会決議…国際機構の決議の一つであるが、原則として法的拘束力がない。有名なものとしては世界人権宣言があり、国際人権規約によって法的拘束力を持つようにする必要があった。

国連安保理決議…国際機構の決議の一つであるが、法的拘束力があるものである。国連加盟国はこの決議に従う義務があり、また他の国際協定に基づく義務よりも優先する。

強行規範…いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ認める規範のこと。反する条約は無効となる。

国会承認条約…条約について、国会の承認が必要な条約のこと。三つに限られる。詳しく言うと①法律事項を含む国際約束、②財政事項を含む国際約束、③政治的に重要な国際約束、である。

条約の留保…国が、条約の特定の規定の自国への適用上、その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入の際に単独に行う声明をいう。ちなみに日本は人種差別撤廃条約には留保を付している。

裁判権免除…外国国家に対する訴訟について国内裁判所は管轄権を持たないという原則。国は、原告として外国の裁判所に訴えを提起することはできるが、自発的に免除を放棄して訴訟に応じる場合を除き、その同意なしに被告として提訴されたり外国の裁判

管轄権に服することはないというもの。

難民…人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見などを理由に迫害を受けるおそれがあるという恐怖のために国籍国の外にある者のことをいう。その立証責任は本人が負う。

犯罪人引渡…外国で犯罪を行った個人が自国に逃げてきた場合に、その外国から引渡請求があった場合に引き渡すこと。一般国際法上、国は犯罪人引渡の義務を負っていない。犯罪人引渡条約や国際礼譲に基づいて引渡が行われる。原則としては、双方可罰性の原則、特定主義の原則、政治犯不引渡の原則がある。

領域使用の管理責任…国はその領域を、他国に損害を与えるような仕方ですら使用したり、私人に使用を許可したりしてはならないということ。これは国際慣習法として確立している。

予防原則…科学的証拠がまだはっきりしない段階であっても、未然に防止をしていくというものである。これが具体的に条約に組み込まれているのが、気候変動枠組条約と公海漁業実施協定である。

国の国際責任…国のあらゆる国際違法行為は、国家責任を生じさせるということ。現在は国連国際法委員会による法典化作業が進み、草案が採択されているというところまで来ている。

外交的保護…自国民が外国領域内で身体や財産に被害を被った場合、その被害者の本国が、加害国に国際請求をすることができるというもの。外交的保護は国の権利であり、国の裁量に委ねられる。自国民を保護するという国の利益と領域国の主権が衝突する分野であることから、濫用を防止するために手続的な制約が付されている。

国内救済完了の原則…国が外交的保護権を行使するに先立って、被害者個人はその損害が発生した国で利用可能なあらゆる救済手段を尽くさなければならないということ。その趣旨には、国内的段階の救済によってなるべく国際紛争に発展させないため、加害国の領域主権の尊重のため、権利侵害の事実認定や証拠収集は損害発生地で最も効果的に行われるためという三つがある。

仲裁裁判…事件ごとに当事者の合意によって臨時の裁判所が構成され、判決が下されるという裁判所。仲裁契約という形で両国が合意して行うものであるので、判決は紛争当事国に対して法的拘束力を持つ。

ICJ の管轄権…ICJ が管轄権を持つための設定方式は 4 つある。一つ目が紛争発生後の特別付託合意、二つ目が紛争発生後における一方当事者の提訴とそれへの同意である応訴管轄、三つ目が条約による紛争付託の事前合意。四つ目が選択条項受託宣言である。その他に、何らかの留保が付される場合もある。

国連の集団安全保障体制…武力行使を禁止し、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為を安保理が認定し、必要に応じて非軍事的措置及び軍事的措置をとるというもの。安保理の判断に加盟国が従う。国連憲章にこれらを定めた規定がある。

<論述問題> 関連資料

アメリカによる国際法違反を考える。

まずは住宅密集地域へのクラスター爆弾や劣化ウラン弾の使用である。これは国際法が規定する無差別攻撃に該当して違法である。第一追加議定書は国際慣習法であり、締約国でないアメリカも拘束され、基本原則である区別原則、必要性・均衡性の原則に反する。例えば、劣化ウラン弾が落とされると、その区域全体の土壌汚染が深刻になり、汚染を除去するのに非常に長い年月がかかる。これが住民の生活に必須である川などに落とされてしまうと、河川などが汚染されて住民の生活ができなくなってしまう。実際に劣化ウラン弾が落とされた地域でガンの発生率が異常に高いという結果が報告されている。

また、旧政権幹部を殺害するという目的で 50 回以上の空爆をやったことも国際法に違反すると考えられる。というのはこの攻撃において狙った地点の周りには民家が密集しており、このようなところに（午前 5 時 20 分）に爆弾を落とすということは、明らかに付随的損害として多数の市民が犠牲になるということは明らかなので、そもそも均衡性の要件を欠くものとして国際法に違反しており、無差別攻撃であると認定できる。このような攻撃一つ一つが違法であると考えられる。

そして、捕虜の人が裸にされて写真取られたりして写真が公表されたが、これは捕虜の虐待の国際法違反がある。捕虜については 1949 年のジュネーブ諸条約の第三条約が捕

虜条約となっていて、捕虜の保護について規定している。捕虜は本来、暴行または脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護され、身体・名誉を尊重される権利を有していると規定されている。従ってこれに関しても国際法違反であると考えられる。

また、アメリカは安保理の明示的な容認のないまま武力行使してしまったが、これも国際法違反であると思われる。国際法では武力行使が容認される場合は武力行使が発生した場合の自衛権と、安保理決議が武力行使を容認した時であるが、今回のアメリカの武力行使は専制的自衛である。国連憲章は 51 条に明確に「武力行使の発生」と明記しており、この文言からして専制的自衛は国際法違反だと言うことができる。このように戦争開始の合法性もなく、戦争手段の合法性もないということがわかる。

次にイラクの国際法違反について考える。

イラクが一般市民を「人間の盾」として利用したり、本来保護されるべき建物（モスクや病院）に故意に軍事目標を配置したことについては国際法違反である。攻撃というのは軍事目標のみに行うことができるというのがルールであった。よって、軍事目標に一般市民を盾としておくと、攻撃した側というのは一般市民を殺したという非難を受けることになる。それを狙って一般市民を盾として配置するということは、第一追加議定書の 51 条 7 項に違反しているのだ。これは、「文民の所在または移動を、特定の地点を軍事目標の対象とならないようにするために利用してはならない」と規定している。イラクはこの条約の非締約国なのだが、国際慣習法であるため拘束されることになるのである。よって区別原則違反だと言うことができる。

そして第三には、赤十字及び赤新月の標章の濫用が国際法違反である。戦争では傷病者が保護されているテントの上には大きく赤十字のマークや赤新月のマークが出ている。なので、空爆する際にはここを避けなければならない。赤十字のトラックもわかるように上に大きく書かれている。これは武力紛争中必ず保護されるべきマークとしてあるのだが、イラクは戦争時に、この標章を濫用したという事実がある。これも国際法違反になる。

以上が両国の国際法違反である。